

衆議院 環境委員會議録 第十一号

平成二十五年五月二十一日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 吉野 正芳君

理事 泉原 保二君

理事 土屋 品子君

理事 篠原 孝君

理事 齊藤 鉄夫君

赤枝 恒雄君

井野 俊郎君

岩田 和親君

大久保三代君

小林 史明君

新谷 正義君

藤原 崇君

阪口 直人君

江田 康幸君

中島 克仁君

うへの賢二郎君

富岡 勉君

河野 正美君

穴見 陽一君

井林 辰憲君

小倉 將信君

川田 隆君

齋藤 健君

蘭浦健太郎君

生方 幸夫君

中丸 啓君

杉本かずみ君

野間 健君

石原 伸晃君

井上 信治君

齋藤 健君

秋野 公造君

仲川 勝裕君

委員の異動
五月二十一日
辞任
井上 貴博君
石川 昭政君
助田 重義君
小沢 鋭仁君
同日
川田 隆君

補欠選任
蘭浦健太郎君
新谷 正義君
川田 隆君
中丸 啓君
同日
補欠選任
助田 重義君

新谷 正義君
蘭浦健太郎君
中丸 啓君
石川 昭政君
井上 貴博君
小沢 鋭仁君

五月二十日
アスベスト被害の根絶・補償に関する請願(笠井亮君紹介)(第六九号)

大気汚染公害被害者に対する新たな救済制度に関する請願(上田勇君紹介)(第七三二号)

同(岡本三成君紹介)(第七三三二号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第七三三三二号)

同(松本文明君紹介)(第七三三六号)

同(宮本岳志君紹介)(第七四一四号)

同(浅尾慶一郎君紹介)(第七五〇号)

同(辻清人君紹介)(第七五二一号)

同(青柳陽一郎君紹介)(第七五七号)

同(笠浩史君紹介)(第七五八号)

同(大熊昭君紹介)(第七六六号)

同(柿沢未途君紹介)(第七六七号)

同(高木美智代君紹介)(第七八〇号)

は本委員会に付託された。

五月二十日
地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築に関する陳情書(高知市本町五の四の四五中澤はま子)(第一二四号)

水俣病の認定義務づけ訴訟最高裁判所判決に関する陳情書(福岡市中央区城内の一の住田定夫)(第一二五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)

放射線物質による環境の汚染の防止のための関

係法律の整備に関する法律案(内閣提出第六二号)

○吉野委員長 これより会議を開きます。

この際、昨二十日に行いました環境の基本施策に関する実情調査につきまして、参加委員を代表して、その概要を私から御報告申し上げます。

きのうは、本来であれば雨の天気だったんですけども、本心がけのいい方々が大き勢いたので、視察をしてはいる間はお天気に恵まれました。

最初に、檜葉町の除染現場において、森林や住宅の除染作業の状況及び除去した土壌等の仮置き場を、担当者から説明を受けつつ視察いたしました。また、檜葉町役場において、松本幸英町長から、除染適正化プログラムの確実な実施、生活圏以外の除染、対策地域内廃棄物の処理等について要望を受けた後、早急なインフラ整備の必要性、除染作業の体制及び作業員の健康管理等について意見交換を行いました。

そこで、改めて除染作業が非常に大変なものであるということを実感するとともに、現在は他の地域に避難している住民の皆様方が一刻も早くふるさとに帰還できるよう、除染作業のあり方を検証しつつ、一層迅速に除染を進めていかねばならないことを再認識いたしました。

次に、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において、同社より、一号機から四号機の廃炉に向けた作業の進捗状況や、汚染水問題等について説明を聴取した後、免震重要棟内を視察いたしました。

その後、放射線量が高いため、防護服や全面マスク等を着用し、一号機から六号機、汚染水の漏えいを起こした地下貯水槽等を視察いたしました。

実際の現場を目の当たりにし、一日当たり三千人と言われる作業員の方々の御苦労や、汚染水の処理等の切迫した現状を実感いたしました。

当委員会といたしましては、除染作業の迅速かつ適正な実施と福島第一原発の安定化及び廃炉に向けた措置を東京電力と国が一体となって着実に実行することで、被災地の早期の復旧復興を図り、住民の皆様の平穏な生活を一日でも早く取り戻せるよう、立法調査活動を通じて最大限の支援をするべく、与野党の立場を超えて精力的に取り組む必要があると改めて痛感いたしました次第であります。

最後に、今回の視察に当たり御協力いただきました皆様方に深く御礼申し上げ、視察の報告とさせていただきます。

○吉野委員長 内閣提出、大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び放射線物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。石原環境大臣。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
放射線物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石原国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

放射線物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石原国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

放射線物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石原国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

放射線物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石原国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

放射線物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石原国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

建築物等の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、現在、大気汚染防止法に基づいて、石綿が使用されている建築物等の解体作業等に対して規制措置を講じております。

しかしながら、建築物等に石綿が使用されているかどうか事前に十分調査されていないため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていることや、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識しないで施工を求める等により、工事施工者において十分な対応がとられないこと等が問題となっております。また、石綿が使用されている可能性がある建築物の解体は、今後、増加することが見込まれております。

このため、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、解体作業等の届け出義務者の変更についてであります。

現在、工事施工者が行うこととしている、石綿が使用されている建築物等の解体作業等の届け出について、届け出義務者を工事の発注者等に変更し、発注者が責任を担うことを位置づけることとしております。

第二に、解体等工事の受注者への調査及び説明の義務づけについてであります。

解体等工事の受注者は、建築物等に石綿が使用されているかどうかの調査を行うとともに、発注者に対し、調査結果、届け出事項等について説明しなければならないこととしております。

第三に、立入検査等の強化についてであります。

都道府県知事等による立入検査の対象を拡大し、石綿が使用されていることが判明している建築物等以外でも、解体等工事が行われる建築物等には立入検査を行うことができること等としております。

次に、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

環境基本法においては、放射性物質による環境汚染の防止のための措置を原子力基本法等の関係法律に委ねておりましたが、昨年成立した原子力規制委員会設置法により環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除されました。このため、現在では、放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象とされております。

一方、大気汚染防止法等の関係法律には、放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定が置かれていたため、放射性物質による環境汚染を防止するため、大気汚染防止法等の関係法律の規定の整備を行うこととし、本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正であります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び公用水域等の水質汚濁の状況を常時監視する規定を設けることとしております。

第二に、環境影響評価法の一部改正であります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除し、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染についても環境影響評価の対象とすることとしております。

第三に、南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正であります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による大気汚染等も含めて確認すること等としております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○吉野委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。
次回は、来る二十四日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三十九分散会

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の十九」を「第十八条の二十」に、「第十八条の二十一」第十八条の二十四」を「第十八条の二十一」第十八条の二十五」に改める。

第十八条の十五第一項中「施工しようとする者」を「発注者、建設工事(他の者から請け負つたものを除く)の注文者をいう。以下同じ。」又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者(次項において「特定工事の発注者等」という。))に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十八条の十五第二項中「特定工事を施工する者」を「特定工事の発注者等」に改める。
第二章の四中第十八条の二十四を第十八条の二十五とする。

第十八条の二十三第二項中「第十八条の二十一」を「第十八条の二十二」に改め、同条を第十八条の二十四とする。

第十八条の二十二を第十八条の二十三とし、第十八条の二十一を第十八条の二十二とし、第十八条の二十を第十八条の二十一とする。

第十八条の十九の見出し中「注文者」を「発注者」に改め、同条中「注文者」を「発注者」に、「工期等」

を「工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項」に改め、第二章の三中同条を第十八条の二十とする。

第十八条の十八を第十八条の十九とし、第十八条の十七を第十八条の十八とし、第十八条の十六の次に次の一条を加える。

(解体等工事に係る調査及び説明等)
第十八条の十七 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなるものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)の受注者(他の者から請け負つた解体等工事の受注者を除く。次項及び第二十六条第一項において同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者(第二十六条第一項において「自主施工者」という。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第一項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解

体等工事の場所において公衆に見やすいように
揭示しなければならない。

第二十六条第一項中「特定粉じん排出者」の下
に「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、
自主施工者」を、「特定粉じん発生施設」の状
況の下に、「解体等工事に係る建築物等の状況」を
加え、「特定工事の場所」を「解体等工事に係る建
築物等若しくは解体等工事の現場」に、「特定工
事」を、「解体等工事」に改める。

第二十八条の二第二号及び第三十三条の第二
項第二号中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」
に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布
の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前の第十八条の十五第一項又は第二項の規定に
よる届出がされた特定粉じん排出等作業につ
いては、この法律による改正後の第十八条の十五
及び第十八条の十七の規定は、適用しない。
2 この法律の施行前にこの法律による改正前の
第十八条の十五第一項の規定による届出がされ
た特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の
変更の命令については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第
二項の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律による改正後の規定
の施行の状況について検討を加え、必要がある
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。

理由

特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害
を防止するため、特定粉じん排出等作業に伴う建
設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらな
いで自ら施工する者を除き、当該建設工事の発注
者に変更する等の措置を講ずる必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

放射性物質による環境の汚染の防止のための
関係法律の整備に関する法律案

放射性物質による環境の汚染の防止のため
の関係法律の整備に関する法律

(大気汚染防止法の一部改正)

第一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九
十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「大気の汚染」を「環境省
令で定めるところにより、大気の汚染(放射性
物質によるものを除く。第二十四条第一項にお
いて同じ。)」に改め、同条第二項中「都道府県知
事は」の下に「環境省令で定めるところによ
り」を加え、同条に次の一項を加える。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところによ
り、放射性物質(環境省令で定めるところに限
る。第二十四条第二項において同じ。)による
大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

第二十四条中「都道府県知事は」の下に「環
境省令で定めるところにより」を加え、同条に
次の一項を加える。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところによ
り、放射性物質による大気の汚染の状況を公
表ししなければならない。

第二十七条中第一項を削り、第二項を第一項
とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第

二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と
し、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項
中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第五
項とする。

第二十八条の二第三号中「第二十七条第四項」
を「第二十七条第三項」に改める。

第三十一条の二中「第二十二條」を「第二十二
条第一項及び第二項」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百
三十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「都道府県知事は」の下に「環
境省令で定めるところにより」を、「汚濁」の
下に「放射性物質によるものを除く。第十七条
第一項において同じ。」を加え、同条第二項中
「都道府県知事は」の下に「環境省令で定め
るところにより」を加え、同条に次の一項を加
える。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところによ
り、放射性物質(環境省令で定めるところに限
る。第十七条第二項において同じ。)による公
共水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常
時監視しなければならない。

第十七条中「都道府県知事は」の下に「環
境省令で定めるところにより」を加え、同条に次
の一項を加える。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところによ
り、放射性物質による公共水域及び地下水
の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

第二十三条中第一項を削り、第二項を第一項
とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第
二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と
し、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項
中「第二項の表第一号」を「第一項の表第一号」に
改め、同項を同条第五項とする。

第二十四条の二第三号中「第二十三条第四項」
を「第二十三条第三項」に改める。

第二十八条の二中「第十五條」を「第十五条第

一項及び第二項」に改める。
(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改
正)

第三条 南極地域の環境の保護に関する法律(平
成九年法律第六十一号)の一部を次のように改
正する。

第二十四条中第一項を削り、第二項を第一項
とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項と
する。

(環境影響評価法の一部改正)

第四条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一
号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の見出しを「(適用除外)」に改め、
同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第
三項を第二項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日

二 第四条、次条及び附則第七条の規定 公布
の日から起算して二年を超えない範囲内にお
いて政令で定める日

(環境影響評価法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定による改正後の環境影響評
価法(以下この条において「新法」という。)の規
定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後
に新法第二十七条(新法第四十条第二項)の規
定により読み替えて適用される場合を含む。この
第三十二條第三項において準用する場合及び新
法第四十条第二項の規定により読み替えて適用
される場合を含む。若しくは第三十二條第三項
において読み替えて準用する新法第三十一条第
一項(新法第四十条第二項)の規定により読み替
えて適用される場合を含む。)に規定する公告が

行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の項中「第二十二條」を「第二十二條

第一項及び第二項」に改め、同表水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)の項中「第十五條」を「第十五條第一項及び第二項」に改め

る。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第五条 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正す

る。

第十二條第一項中「第二十三條第三項から第五項まで」を「第二十三條第二項から第四項ま

で」に改め、同條第三項中「第二十三條第三項」を「第二十三條第二項」に、「同條第四項」を「同

條第三項」に、「同條第五項」を「同條第四項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法及び特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に

関する特別措置法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第二十三條第五項」を「第二十三條第四項」に改める。

一 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二條第三項

二 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六條第四項

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第七條 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改

正する。

第七十二條第一項中「第五十二條第二項」を「第五十一條第一項」に改める。

理由

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気の汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとするともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。